

葛巻町快適な住まいづくり応援事業助成金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、町民の居住環境の向上並びに町内経済の活性化を図るため、町民がトイレの水洗化などの居住環境の向上を目的とした住宅改修工事を町内事業者に行わせる場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、葛巻町補助金交付規則（昭和35年葛巻町規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱により葛巻町快適な住まいづくり応援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自己の居住の用に供する建築物をいう。ただし、賃貸住宅は除く。
- (2) 住宅環境の向上を目的とした住宅改修工事 トイレ・浴室等の水洗化、内外壁の貼替え、改築、増築等の居住環境の向上を図る工事のことをいい、修繕、補修、機械器具のみの更新、外構工事等は除く。
- (3) 町内事業者 町内に本店または支店を置き、住宅工事を施工する業者をいう。

(助成金の交付の対象者)

第3 助成金の交付の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 町内に住所を有し、助成対象住宅に現に居住している当該住宅の所有者または同居する者
- (2) 助成を受けようとする者及び同居する者に係る町税等を滞納していない者
- (3) 令和5年4月1日以降に住宅改修工事を行った者。ただし、令和5年4月1日以降にこの要綱による助成を受けた者は対象外とする。

(助成金の交付対象の工事)

第4 助成金交付対象となる工事は、別表1のとおりとする。

(助成金の交付の対象経費及び助成金の額)

第5 助成金の交付の対象経費及び助成金の額は、別表2のとおりとする。

(事業に要する経費配分及び助成事業の内容の軽微な変更)

第6 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更にする。

- (1) 申請書に掲げる経費の30%を超える増減
- (2) 補助事業の中止または廃止
- (3) 助成金額の増減を伴う変更

(申請の取り下げ)

第7 規則第8条第1項に規定する申請の取り下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して30日以内とする。

(提出書類及び提出期日)

第8 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表3のとおりとする。

(書類の整備等)

第9 交付対象者は、事業に係る収支を明らかにした書類を整備し、事業完了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

	工事の内容	備考
助成対象	既存住宅の増築、改築工事	
	浴室、キッチン、洗面室、トイレの改修工事	
	給排水衛生設備工事	改修工事を伴わない、機器のみの更新は対象外とする。
	給湯設備工事	
	換気設備工事	
	電気設備工事	
	ガス設備工事	
	オール電化住宅工事	
	屋根のふき替え、塗装、防水工事	
	外壁の張り替え、塗装工事	
	床材、内壁材、天井材の張り替え及び塗装等の内装工事	
	床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事（風除室の設置、二重サッシ化等）	
	バリアフリー改修工事（手すり設置、段差解消、廊下幅の拡張等）	
防音工事（防音天井、防音壁、防音サッシの改修工事等）		
助成対象外	ふすま、障子の張り替え	
	建具、畳の取替え	
	修理、修繕、補修工事	
	車庫、物置、倉庫など、居住区域外の工事	
	店舗、工場、事務所等、事業に供する区域の工事	
	門扉、ブロック塀、エントランス舗装等の外構工事	
	下水道、合併処理浄化槽工事	
家電購入に係る設置、配線工事		
その他	水洗化普及支援事業	左欄の補助制度を併用する場合、重複する部分は対象外とする。
	高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり事業	
	エコ・エネ総合対策事業	

別表 2

助成対象経費	交付要件	
別表 1 「助成対象」欄に掲げる工事に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築後 5 年以上を経過した住宅で、助成対象工事に要する経費が消費税を除き、30万円以上であること。 ・ 助成対象工事を町内事業者が施工すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費の 3 分の 1 に相当する額以内の額で 50 万円を上限とする。 ただし、千円未満は切り捨てとする。 ・ 上記助成金はくずまき商品券で交付する。

別表 3

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第 4 条の規定による書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 葛巻町快適な住まいづくり応援事業助成金交付申請書 2 工事に要する経費の見積書及び明細書 3 工事の設計図書または施行箇所の見取図 4 現況(施工前)の写真 	第 1 号 任意様式 任意様式 任意様式	1 部	事業開始の日から起算して 15 日前まで
規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定による書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 葛巻町快適な住まいづくり応援事業助成金変更(中止・廃止)承認申請書 2 工事に要する経費の見積書及び明細書 3 工事の設計図書または施行箇所の見取図 	第 2 号 任意様式 任意様式	1 部	変更(中止、廃止)の理由の生じた日から 15 日以内
規則第 13 条第 1 項の規定による書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 葛巻町快適な住まいづくり応援事業助成金完了報告書兼請求書 2 工事に要した経費の明細書及び領収書の写し又は支払いが完了したことが分かる書類 3 工事施工箇所(施工後)の写真 4 助成金交付決定通知書の写し 	第 3 号 任意様式 任意様式	1 部	事業完了の日から起算して 30 日以内